

Weekly Report

第721号
令和5年11月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

新たな経済対策における主な制度等は

政府が閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」には次のような制度等が盛り込まれました(税制措置は令和6年度税制改正で検討・結論)。

◎定額減税及び低所得世帯支援……令和6年の所得税及び令和6年度分の住民税について、納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき4万円(所得税3万円+住民税1万円)を減税します。また、住民税非課税世帯は1世帯あたり7万円を給付します。

◎ガソリンや電気・ガスの激変緩和措置の継続……ガソリンなど燃料油価格の抑制措置(いわゆるガソリン補助金)や、電気・都市ガス料金を値引きする負担軽減措置について、来年4月末まで続けます。

◎賃上げ促進税制の強化……賃上げ促進税制(雇用の給与等支給額を増加させた場合の税額控除制度)について、赤字の中小企業等にも賃上げを促進するため繰越控除制度を創設するとともに、適

用期限の長期化等を検討します。

◎労務費の価格転嫁に関する指針の策定……下請中小企業がコスト上昇分を価格転嫁しやすい取引環境の整備のため、労務費(製品を製造するためにかかった人件費)を転嫁するための価格交渉に関する指針を年内に策定します。

◎経営者保証改革の促進……信用保証制度において、保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする制度を前倒しで創設するとともに、3年間の時限的な保証料負担軽減策を講じます。

その他……*事業承継税制における特例承継計画の提出期限延長、*イノベーションボックス税制(知的財産から生じる所得の優遇措置)の創設、*リスキリング(学び直し)の支援、など。

令和4年度の黒字申告割合は36.2%

国税庁が公表した「令和4事務年度 法人税等の申告実績」によると、法人税の申告件数は312万8千件で、その申告所得金額は過去最高となる85兆106億円(前年度比7.0%増)、申告税額は1兆49099億円(同7.1%増)となり、ともに3年連続の増加となりました。

また、申告件数のうち黒字申告は113万1千件(同3.5%増)で、黒字申告の割合は36.2%(同0.5ポイント増)となり、1件当たりの所得金額は7518万円(同3.4%増)となっています。

一方、6割を超える赤字申告の申告欠損金額は1兆74295億円(同3.5%増)で、1件当たりの欠損金額は873万円(同2.2%増)でした。

令和6年度から課税が始まる「森林環境税」

日本の森林面積は国土の約7割を占めており、森林の適切な整備が課題となっています。そのため、地方自治体が森林整備等を行うための財源として、平成31年度税制改正で「森林環境税」が創設されました。

本税は、令和6年度から国内に住所がある個人に対して年間1千円を課税するもので、個人住民税に上乗せするかたちで徴収されます。その税収の全額は国を通して全ての地方自治体に森林環境譲与税として配分されることとなります。